第１回匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人選定委員会議事録

開催日時：平成２６年５月９日（金）午後２時から午後３時30分
開催場所：市民ふれあいセンター　１階談話室
出席委員：（１号委員）匝瑳市介護保険運営委員会会長　那須　章典
匝瑳市民生委員児童委員協議会会長　伊藤　稔
匝瑳市シニアクラブ連合会会長　大海原　祥榮
飯高地区区長会長　佐藤　達雄
（２号委員）江波戸　義治
（３号委員）企画課長　鈴木　康伸
財政課長　市原　繁
福祉課長　平山　弘
高齢者支援課長　太田　和利

１開　会

第１回匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人選定委員会を開会します。

２委嘱書の交付について

３経過説明

平成２２年３月３１日をもって廃止した旧匝瑳市立飯高保育所施設等の利活用方針については、新生匝瑳戦略会議の提案を基にした、匝瑳再生プロジェクトにおいて検討した結果、小規模多機能型居宅介護施設等設置事業を推進することとしました。こうした経過を踏まえまして、小規模多機能型居宅介護施設等の整備・運営を公正かつ円滑に進めるため、民間の社会福祉法人から事業提案を募り、貸付を行うものであります。つきましては、「匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人選定委員会設置規則」を制定し、最も適した貸付先法人を、本委員会において、選定していただくものです。

４委員長及び副委員長の選任について

事務局

本委員会の委員長及び副委員長につきましては、「匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人選定委員会規則」第５条第２項の規定により、委員の互選により定めるとなっておりますが、いかがいたしますか。委員の皆様から選任について、ございませんでしょうか。

委員

事務局で何か案はないか。

事務局

Ａ委員より事務局の案ということでございますので提案させていただきます。委員長は匝瑳市介護保険運営協議会会長の那須委員、副委員長は匝瑳市民生委員児童委員協議会会長の伊藤委員にお願いしてはと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

＜異議なしの声＞

異議ないようですので、委員の皆様の総意といたしまして、委員長は那須委員、副委員長は伊藤委員でよろしくお願いいたします。

委員長

委員の皆様の御推挙により、委員長を仰せつかりました那須でございます。
匝瑳市旧飯高保育所施設等の貸付先法人を選定するに当たり、公正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、御協力いただくとともに、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

５議事

事務局

議事の進行につきましては、「匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人選定委員会規則」第６条第１項の規定により、委員長が議長になると定められておりますので、那須委員長、議事の進行よろしくお願いいたします。

委員長

規定により委員長が議長になるということでございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議長

議事の１「公募要項及び審査基準について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（１）公募要項及び審査基準について説明

資料の内容を訂正

「２事業の概要」では、「小規模多機能型居宅介護施設又は通所介護施設の整備・運営」となっているが、「５応募者の資格要件」では「小規模多機能型居宅介護事業所及び通所介護事業所の双方が運営できる民間の社会福祉法人」となっているため、「及び」を「又は」に訂正し「の双方」を削除し、「２事業の概要」に統一したいと思います。

議長

事務局からの説明が終了しました。続いて、質疑に入らせていただきます。御質問や御意見のある方は挙手願います。

委員

匝瑳市旧飯高保育所施設の改修について、市はどのような支援を考えているか。

事務局

市としては、匝瑳市旧飯高保育所施設の改修に当たり、国・県の補助制度である介護基盤緊急整備特別交付金という補助制度を活用できるか検討しつつ、支援していく方針です。ただし、国・県の補助制度は、居宅介護事業施設の整備のみを補助対象とし、通所型介護、いわゆるデイサービスについては対象としていません。また、補助金額は最大で３,０００万円ですが、市としては、なるべく助成制度が活用できるよう支援をしていく方針です。

委員

貸付ける敷地は、災害時の避難場所となるとあるが、避難場所というのは、用地のみが該当するのか、それとも建物も含むのか。

事務局

避難場所は、敷地のみです。

委員

事業の概要は、小規模多機能居宅介護施設又は通所型介護施設の整備・運営となっているが「実際の施設整備は、小規模多機能型居宅介護施設でいくのか通所介護施設でいくのか、あるいは併設で行くのか、市の考えはどうなのか」、また、「小規模多機能型施設、通所介護の違いは何か」、「施設の開設に許認可は必要となるのか」、応募者の資格要件に民間の社会福祉法人とあるが、「匝瑳市内に民間の社会福祉法人はいくつあるか」、また、「社会福祉法人でなければ、関係法令によって施設の運営ができないのか」
審査基準で「一定以上の評価６０点以上とは、委員全員６０点以上の評価が必要か」

事務局

市としては、第5期介護保険事業計画の中で、各中学校区（日常生活圏域）に１事業所ずつ小規模多機能型居宅介護施設の整備を目指すとしている関係上、小規模多機能型施設の方を主と考えていますが、小規模多機能型施設、通所介護施設及び併設のどれを提案しても可とします。次に、事業内容の説明として、小規模多機能型施設とは、複合型のサービス事業を実施するもので、施設への「通い」が中心になりますが、デイサービスを中心として、宿泊やヘルパーの派遣も可能であり、短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。

一方、通所介護施設とは、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰り、通所で提供するものであり、生活機能向上のグループ活動など高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行うものです。 両施設の許認可については、小規模多機能型居宅介護事業所は地域密着型サービス事業所で市町村が指定権者となり、開設許可も市町村長となります。

一方、通所介護施設は、広域型サービスとなり匝瑳市以外の方も利用可能で、指定権者は千葉県知事です。小規模多機能型居宅介護事業所は市に設置基準があり、通所介護は、県の条例で基準があります。市内の社会福祉法人は４法人です。事業は社会福祉法人でなければ出来ないというものではなく、市条例の規定では、法人格を有している者ということになっているので、当然営利法人も含まれます。ただし、当該施設が公共施設で、元保育所ということもあり、営利の追求を目的とする営利法人ではなく、事業の継続性、事業の安定した運営の面から、施設の貸付先として社会福祉法人が最適ではないかと判断しました。基準点数については、６０点くらいが適正であると思います。

委員

審査基準の評価について、ふれあいパークと福祉作業事業所が指定管理者制度で運営されているが、その評価基準は評価点で６０点以上とし、最も高いものを選定する規定があるため、審査基準の６０点には賛同する。審査の配点は、４点が優秀、２点が平均、０点は劣るといったように客観性を持たせた方が、公平で採点もしやすいと思う。

委員

法人の審査基準について、例えば、委員の１人が４０点だった場合はどうするか。委員の数に１００点をかけて、合格点が委員全体の持点の６割以上というような形で５４０点以上あった場合を対象としてはどうか。

委員

以前、光ブロードバンドをプロポーザル方式で導入した経過があり、場合によっては、

その辺も参考に、次までに、内容を整理してはいかがか。

事務局

各委員からの御意見を基に、事務局で再度、審査基準を作らせていただきます。

委員

事業の概要では「小規模多機能型居宅介護施設又は通所介護施設」とあり、訂正内容は、整合性を図るためと思うが、単なる間違いでなく、この書き振りは、議論されてきた中で、このような形になったものであり、直す前の形で良いと思う。

応募については、両方できる事業者を対象とすると理解している。次に、図面の貸出について、翌日の返却ではタイトかと思う。貸付先法人の決定が、平成２６年７月上旬となっているが､介護基盤緊急整備特別交付金のスケジュールとの調整は取れているか。

委員

この件について、仮に通所介護施設しか運営できない法人が応募した場合、その後、市から何年後には小規模多機能型居宅介護施設に移行させるというような条件を付けるのであれば､「及び」のままで両方運営ができるという条件となるが、事業内容は社会福祉法人が選択するため､「又は」に訂正で良いのではないか。

委員

資格を両方できる法人とした場合は、小規模多機能型居宅介護施設はできないが通所介護施設はできる法人が応募できなくなる。概要ではどちらも選択可能としており、混乱するので「又は」に訂正した方が良いと思う。

委員

小規模多機能事業施設と通所介護が両方運営できる法人は市内にいくつあるのか。

事務局

４法人で、社会福祉法人はどちらの事業でも運営可能です。

委員

紙ふうせんは設立当時は、訪問介護から出発し、その後、小規模多機能型居宅介護施設に移行したと思うが。

事務局

小規模多機能型居宅介護施設紙ふうせんにつきましては、平成１８年の介護保険法の改正を受けて、地域密着型施設として開設されました。

議長

文言の件については、事務局に一任したいと思うがよろしいか。

＜異議なしの声＞

事務局

図面の貸出期間は、希望事業者と相談します。

委員

宿泊設備のほかに､地域交流のための設備も整備すると､施設の大きさは足りるのか。

事務局

匝瑳市旧飯高保育所施設の延べ床面積は５２３㎡であり、既に市内で宿泊設備を保有する小規模多機能型居宅介護施設紙ふうせんは２２０㎡であることを考慮すると、スペース的には問題ないと思います。小規模多機能型居宅介護施設は最大定員２５名、デイサービスは１５名となります。なお、保育所施設のため、実際に小規模多機能型居宅介護施設として運用するには、トイレ等の改修が必要です。

委員

建築基準法に係る申請、必要な改修費用は、社会福祉法人が負担するのか。

事務局

事業を提案された社会福祉法人に負担いただくことになります。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

議事（１）公募要項及び審査基準については、原案のとおりでよろしいか。

＜異議なし、挙手全員＞

議長

次に、会議次第、議事（２）その他について事務局から説明お願いします。

事務局

今後のスケジュールと委員報償費について説明。

委員

基本協定締結と使用貸借契約締結の違いは何か。

事務局

事業内容の基本協定締結後に施設の使用貸借契約を締結します。貸借契約は市財務規則の規定に則って締結します。

委員

飯高地区の皆さんの意向はどうなっているのか、こういった施設をつくることを知っているのか。

事務局

地元の皆さんの御要望としては、小規模多機能型居宅介護施設のようなものを希望しています。

那須委員長

委員の皆さん、他にありますか。

他になければ、以上で、本日の議題を終了します。

長時間にわたり、御審議ありがとうございました。

６閉会